World Healthcare Game Changers Forum

ガバナンス懇談会　会員規約

第１条　（名称、目的および活動）

1　World Healthcare Game Changers Forum ガバナンス懇談会（以下「本懇談会」といいます。）は、一般財団法人アライアンス・フォーラム財団（以下「主催者」といいます。）が、World Healthcare Game Changers Forum（以下「WHGC」といいます。）の枠組みの中で主催する会員制協議体です。

2　WHGC は、「寿命をまっとうする直前まで、すべての人が健康に暮らせる世界をつくる」という理念のもと、2022 年に発足しました。ここでいう「Healthcare」には、人間の健康に加え、社会全体の健全性という意味を込めています。

3　本懇談会は、前項の理念の実現に向けて、株主資本主義の短期的な指標に偏ることのない中長期的な企業価値向上を実現する経営・組織戦略を確立するとともに、公益資本主義に基づいたコーポレートガバナンスを確立し、各企業それぞれの特徴と強みを十分に発揮し社会に貢献することを目的とします。

4　本懇談会は、慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート（KGRI）公益資本主義研究・実装センターとの共催により実施します。主催者は、共催機関を追加し、または変更することがあります。

5　本懇談会の各会期における具体的な活動内容、日程その他の詳細は、主催者が決定し、ホームページ、電子メールその他の方法により会員に告知します。

第２条　（会員資格）

本懇談会の会員は、WHGC および本懇談会の理念・目的に賛同し、その実現に向けて他の会員と協力し、本懇談会の活動を推進する意思を有する法人その他の団体（以下「会員」といいます。）である必要があります。

第３条　（期間）

各会期は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年間とします。

第 4 条　（会員の種類、参加者および会費）

1　会員の種類は、次のとおりとします。

　①　特別パートナー会員　主催者が本懇談会の趣旨に基づき参画をご案内する企業等

2　会員は、次の各号に定める者を、本懇談会への参加者として指定するものとします。

　①　正規メンバー　会員の代表者（会長、社長、代表取締役または代表執行役）

　②　実務担当役員　正規メンバーが指名する CXO または取締役等（1 名から 2 名まで）

3　年会費は別紙 1 に定める金額とし、会期の途中に入会した会員の年会費は、入会申込みの承認日から当会期末日までの月割り計算により算出した金額とします。

4　会員は、会員登録後に主催者から発行される請求書に従い、年会費を一括で支払うものとします。支払いにかかる手数料は会員の負担とします。

5　主催者が会員から受領した会費は、本規約に定めがある場合を除き、返金しません。

第 5 条　（入会）

1　会員になろうとする者は、主催者に対し所定の入会申込書を提出してください。その後、主催者が入会申込みを承認した旨の通知を発信した時点をもって、会員資格を取得します。

2　本懇談会は、その趣旨に照らし、主催者が参画をご案内する企業等を対象とするものとし、主催者は、前項の入会申込みについて、本懇談会の目的および理念に照らして会員として不適当であると判断した場合その他相当の理由がある場合には、これを承認しないことができます。主催者は、入会申込みを承認しない場合であっても、その理由を開示する義務を負いません。

第 6 条　（会員資格の有効期間および更新）

1　会員資格の有効期間は、当会期末日までとします。

2　会員資格は、当会期末日の 1 か月前までに書面または電子メールにより退会の申し出がある場合を除き、毎年 10 月 1 日に 1 年間自動更新されます。会員資格が更新された場合、会員は、主催者発行の請求書に従い、当会期の年会費を支払うものとします。

第 7 条　（参加者の指定および変更）

1　会員は、正規メンバーおよび実務担当役員の氏名、役職その他主催者が定める事項を、所定

の方法により主催者に届け出るものとします。

2　会員は、正規メンバーまたは実務担当役員を変更しようとする場合、事前に主催者に届け出るものとします。

3　正規メンバーを対象とするプログラムについては、主催者が別途認める場合を除き、正規メンバー以外の者による代理出席は認められません。

第８条　（会員による活動への参加）

会員は、別紙２に定めるところにより、正規メンバーまたは実務担当役員をもって、主催者が本懇談会において実施する政策中枢対話、トップ懇談会、定期ディスカッションその他のプログラムに参加できるとともに、本懇談会における政策提言の策定活動およびその発表に参加することができます。

第９条　（知的財産）

1　主催者が本懇談会において提供する講演、講義、資料、記事、画像、動画および音声などの著作物の著作権その他の知的財産権は、主催者または主催者に利用を許諾した権利者に帰属します。会員は、上記著作物を主催者の書面上の許可なく、会員外の第三者に開示、配信および頒布することはできません。ただし、会員が自社もしくは自身のウェブサイト、SNS またはブログ等で、当該著作物の一部を紹介目的で引用・掲載する場合は、出典を明示した上で、主催者に不利益を与えない範囲で認められます。

2　主催者は、ホームページ、記事、広告およびイベント等において、会員の名称およびロゴマーク、ならびに会員が提供する製品・サービスの名称やロゴマーク等を使用することができるものとします。ただし、会員から事前に不使用の要請を受けた場合、主催者は上記の使用を行いません。

3　会員は、本懇談会において発表または提出した政策提言の草案その他の成果物について、主催者が本懇談会の活動に関する報告、広報その他の目的で使用することに同意するものとします。

4　本懇談会の活動において、会員から参加した正規メンバーもしくは実務担当役員（以下「参加者」といいます。）および主催者が共同で創作した著作物は、参加者および主催者（以下この項において「共有著作権者」といいます。）の共有とし、その利用については次による

ものとします。

（ア）　参加者は、共同で創作される著作物について、主催者が本懇談会における活動に利用するにあたり、著作者人格権を行使しない旨に合理的に同意したものとみなします。

（イ）　共有著作権者は、共同でこれらの著作物に係る著作権、登録その他の保護を取得し、維持することができ、相互に必要な手続に協力すること。

（ウ）　共有著作権者は、相互の協議に基づき、その著作物に係る費用の負担および収益の分配を決定すること。

（エ）　共有著作権者は、共同で創作された著作物について、他の共有著作権者の同意なく、無償で自ら利用する権利（自らが所属する法人または個人事業としての業務のために第三者に当該著作物を利用させる場合を含みますが、販売または商業目的の出版・配信等、対価を得る利用を除きます。）を有すること。

（オ）　共有著作権者は、共同で創作された著作物を利用する権利を第三者に許諾する場合には、他の共有著作権者の同意を得るものとします。

第 10 条　（退会）

会員は、退会希望日の 1 か月前までに、主催者に対し書面または電子メールで通知する方法で、いつでも本懇談会を退会することができます。ただし、年会費の返金は行いません。

第 11 条　（除名）

1　会員が次の各号のいずれかに該当する場合、主催者は何らの催告なしに当該会員を除名することができます。

①　主催者に対する年会費その他の支払債務を履行しなかった場合

②　主催者、他の会員、本懇談会または WHGC の名誉・評判を毀損した場合およびその恐れのある行為を行った場合

③　本懇談会または WHGC の目的および理念に反する行為をした場合

④　会員としての品格を損なう行為をした場合

⑤　法令もしくは公序良俗に反する行為をした場合、およびそのような行為を助長する行為を行った場合

⑥　本懇談会の活動において、著しく粗野または乱暴な言動を行いまたは威勢を示すことにより、主催者、他の会員もしくは第三者に不安を覚えさせる行為をした場合、またはこれらの者に多大な迷惑を与える行為をした場合

⑦　本規約に違反した場合

⑧　主催者に対し虚偽の会員情報を提出していたことが判明した場合

⑨　音信不通の状態となった場合

⑩　主催者または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害した場合

⑪　その他、会員として不適当であると主催者が判断する合理的な事由がある場合

2　主催者が前項に基づき会員を本懇談会から除名したことにより、当該会員が何らかの損害を被った場合であっても、主催者はそれを賠償する義務を負いません。

3　第 1 項に基づく除名処分は、主催者が除名原因に伴って被った損害の賠償を当該会員に対し請求することを妨げるものではありません。

第 12 条　（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、当然に会員資格を喪失します。

①　会員が、破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算の申立てを受け、または自ら申し立てた場合

②　会員が、解散の決議を行い、または解散命令を受けた場合（合併に伴って解散する場合を除きます。）

第 13 条　（会員情報の変更の届出）

1　会員は、その名称、住所、所属および連絡先等、主催者への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の変更手続を行うものとします。

2　主催者は、会員が前項の変更手続を行わなかったこと、または当該手続の内容に誤りがあったことによって会員に生じた不利益について、一切の責任を負いません。

第 14 条　（個人情報の取り扱い）

主催者は、本懇談会の会員および参加者の個人情報を、主催者が別途定める個人情報の利用目的の範囲内で利用します。

第 15 条　（秘密保持）

主催者および会員は、本懇談会を通じて知り得た他の会員の内部情報、ならびに政策中枢対話その他の非公開の場における発言内容および配付資料等を、開示した当事者に無断で外部に持ち出し、または第三者に開示してはならないものとします。

第 16 条　（禁止事項）

1　会員は、次に定める行為を行ってはなりません。

① 会員資格に基づく一切の権利および義務を、第三者に譲渡、貸与および承継したり、担保等に供したりすること

② 本懇談会の活動に関して、他者の権利・財産等を侵害する行為および法律に違反する行為、ならびにこれらのおそれのある行為

2　前項の規定は、会員が会員資格を喪失した後も効力を有します。

第 17 条　（損害賠償）

会員が、本懇談会の活動に関して、故意または過失により、主催者、他の会員および第三者に損害を与えた場合、当該会員はその者に対し損害を賠償しなければなりません。

第 18 条　（免責）

主催者は、天災地変（地震、噴火、洪水、津波等）、感染症の蔓延、火災、停電、悪天候による交通機関の麻痺のおそれ、その他のやむを得ない事由により、会員およびイベント等の参加者の安全確保が困難になると認められる事態となった場合、本懇談会の活動を一部中止または中断することができるものとします。この場合、会費の減額・返金は行いません。

第 19 条　（反社会的勢力の排除）

1　主催者および会員は、自らが反社会的勢力（「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体等をいいます。）でないこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗り不当行為等をなさないこと、自らの代表者、役員または実質的に経営権を有する者が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。

2　主催者は、会員について前項の表明保証違反を発見した場合、通知催告なしに会員を除名することができ、その結果、当該会員に損害が生じても一切の損害を賠償しません。

3　会員は、主催者について第 1 項の表明保証違反を発見した場合、主催者に通知することにより直ちに本懇談会を退会することができます。この場合、主催者は速やかに当会期の残期間にかかる年会費を会員に返金します。

第 20 条　（準拠法および合意管轄）

本規約の準拠法は、日本法とします。また、本規約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 21 条　（改定）

1　主催者は、会員の一般の利益に適合する場合のほか、本規約の変更が本懇談会参加の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性など諸般の事情に照らして合理的なものである場合には、会員の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。

2　主催者は、本規約を変更する場合、会員に対し変更後の内容および効力発生日を周知します。

附則

本規約は、2026 年 10 月 1 日から施行します。

2022 年 8 月 17 日　作成
2022 年 10 月 1 日　修正
2023 年 9 月 1 日　修正
2025 年 3 月 31 日　修正
2026 年 10 月 1 日　全部改定（WHGC ガバナンス懇談会 会員規約として新規制定）

別紙 1

会費

本規約第 4 条第 3 項に定める年会費の金額は、下記のとおりとします。

会員種別	年会費（税別）
特別パートナー会員	500 万円

別紙 2

会員の参加内容

本規約第 8 条に定める会員の参加内容は、2026 年 10 月～2027 年 9 月会期において、下記のとおりとします。

プログラム	実施頻度（予定）	正規メンバー	実務担当役員
① 政策中枢対話	前期・後期　各 1～2 回予定	参加可	参加可 （主催者の案内による）
② トップ懇談会	年 2 回（前期・後期 各 1 回予定）	参加 （代表限定）	原則不可 （主催者が別途認める場合を除く）
③ 月 1 回の定期ディスカッション	前期 6 回、後期 5 回程度（計 11 回予定）	–	参加（対象）
④ 2026 World Alliance Forum 東京円卓会議・各種勉強会等	主催者の案内による	案内による	案内による

※上記の実施回数、日程および内容は予定であり、変更する場合があります。詳細は主催者が別途定め、会員に告知します。

※「実務担当役員」欄の記載は、主催者が別途会員に案内する方法により参加するものとします。